平成6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、防府市水道事業給水条例施行規程(以下「施行規程」という。)第8条第3項の施行に関し、防府市給水装置工事設計施工基準によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この基準は、口径75mm以上の配水管が布設され0.3MPa以上の最小動水圧が将来とも常時確保できる区域にあり、末端最高位吐水口が地上20m以下の3階建て以上の建物に適用する。

(事前協議)

- 第3条 直結給水をしようとする者は、防府市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)と事前協議し承認を受けなければならない。
- 2 前項の事前協議は、事前協議申請書(様式第1)により申請すること。
- 3 第1項の承認を受けた後に、防府市水道事業給水条例第3条により給水装置工事の申込みをしなければならない。

(配管方法)

- 第4条 直結給水の配管方法は、別図のとおりとする。
- 2 その他、管理者が特に認めた場合については、この限りではない。(既設建物の取扱い)
- 第5条 既設の3階建て以上の建物で、既に受水槽方式により給水しているものを直結給水に変更しようとするときは、この基準に適合した給水装置に改良しなければならない。
- 2 前項による改良が困難な建物で、既設高架水槽まで直結給水とする場合は、 次の各号の定めるところによる。
  - (1) 高架水槽には、給水の異常を早期に発見し事故を未然に防止するため、 満水、減水警報装置(ベル及びランプ)を管理人室等に設けること。
  - (2) 高架水槽への給水量は、建物の最大使用水量を補えるものとすること。 附 則
  - この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附則

- この基準は、平成10年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成17年1月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成26年6月26日から施行する。 附 則
- この基準は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和3年4月1日から施行する。

#### 直結給水事前協議申請書兼承認書

年(年)月日

| (宛先)    | 防府市上        | 下水道事業   | 管理者  |      |       |    |     |       |
|---------|-------------|---------|------|------|-------|----|-----|-------|
| 申請者     |             |         |      |      |       |    |     |       |
| 住 所     |             |         |      |      |       |    |     |       |
|         |             | 氏       | 名    |      |       |    |     |       |
| 下記の     | 3 階建て       | 以上の建    | き物につ | いて、匪 | 直結方式  | で糸 | 洽 水 | したいの  |
| で事前協    | 議を申請        | うします。   |      |      |       |    |     |       |
|         |             |         | 記    |      |       |    |     |       |
| 給       | 装 置<br>場 所  | 防府市     |      |      |       |    |     |       |
| 建物      | 名 称         |         |      |      |       |    |     |       |
| 給 水 所 有 | 衣           | 住 所     |      |      |       |    |     |       |
|         |             | 氏 名     |      |      |       |    |     |       |
| 工事施     | 工事施工業者      |         |      |      |       |    |     |       |
| 配管図     | ]番号         | 水栓番号    |      |      |       |    |     |       |
| 戸別村     | 食針・戸5       | 別料金徴収申請 |      |      | 有 • 無 |    |     |       |
|         |             |         |      |      |       |    |     |       |
| 年承認     | 月 日<br>します。 | 付けで申    | 請のあ  | った建  | 物につい  | ハて | 直紹  | おお水を  |
| 施行条     | 件等          |         |      |      |       |    | 承認印 |       |
|         |             |         |      |      |       |    |     |       |
| 合       | 議           | 取扱者     | 係 長  | 技術補佐 | 課長補佐  | 課  | 長   | 技術管理者 |
|         |             |         |      |      |       |    |     |       |

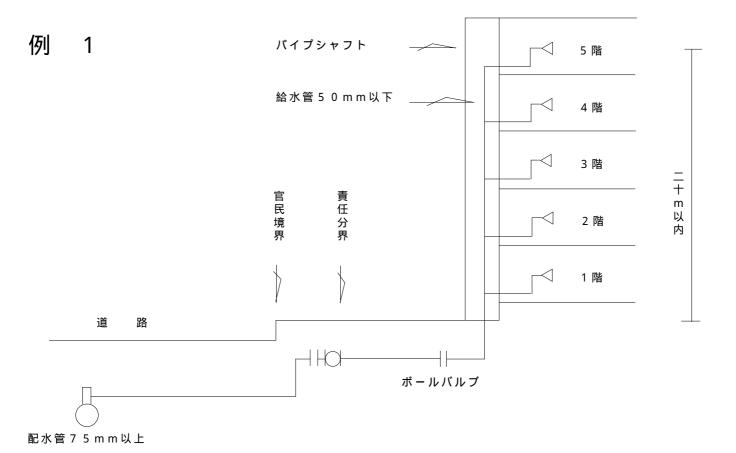
| 建物概要 | 工種              | 新 築 増 築 改 築 既存建物<br>その他 ( )      |
|------|-----------------|----------------------------------|
|      | 用途              | 専用住宅(室)事務所(室)店舗(室)その他()          |
|      | 階数・高さ           | 階 建 m                            |
|      | 竣工(開栓)<br>予 定 日 | 年 月 日                            |
|      | 給水方法            | 直結給水 既設高架水槽使用(容量 0)              |
|      | メーター            | (親) mm                           |
| 給    | 口 径             | (子) mm × 個                       |
| 水装置概 | 給 水 管<br>口 径    | 引込管mm宅内管mm立ち上がり管mm立ち下がり管mm横引き管mm |
| 要    | 使用水量            | 0 /日 最大使用水量 0 /分                 |
|      | 高 低 差           | 配水管と宅地 m<br>宅地と最上階水栓高 m          |

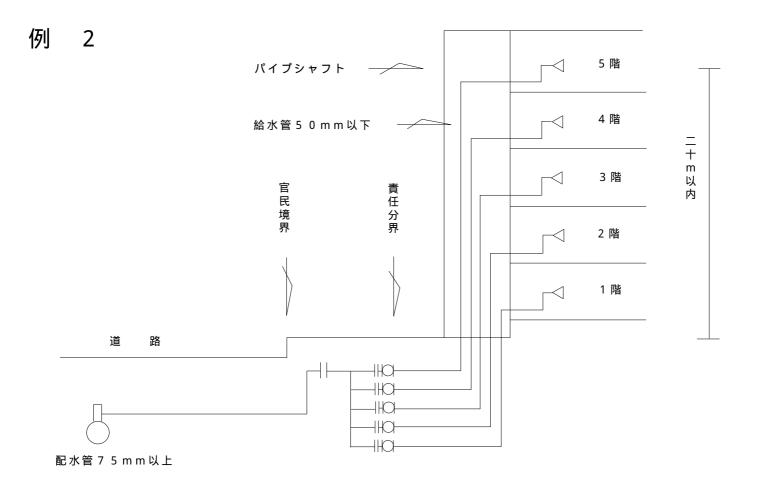
#### 添付書類

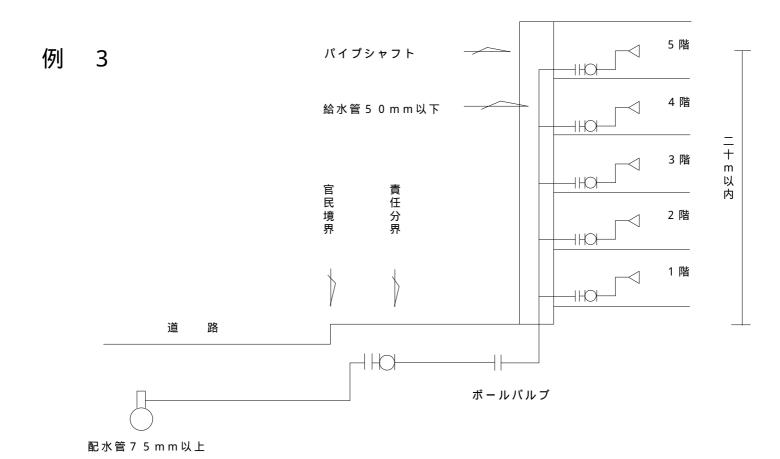
位置図 平面図 構造図 水理計算書

※承認後変更が生じた場合、再度事前協議すること。

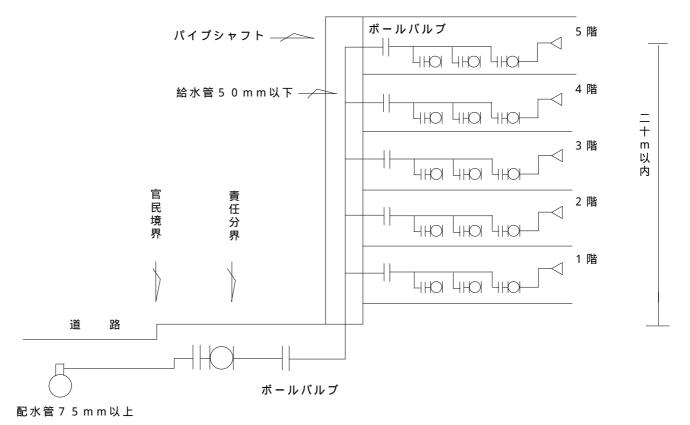
# 配管方法



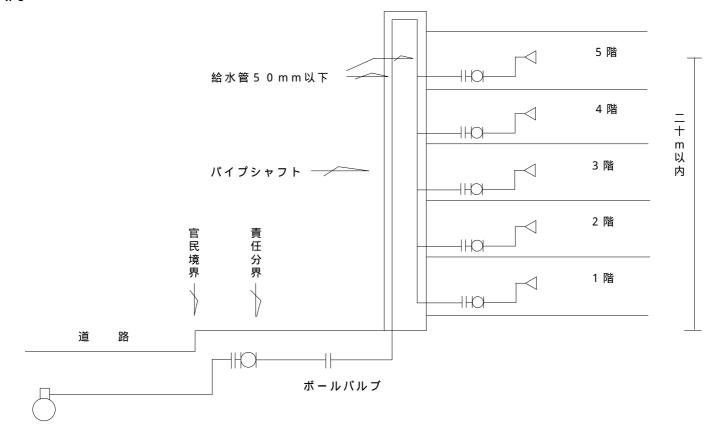




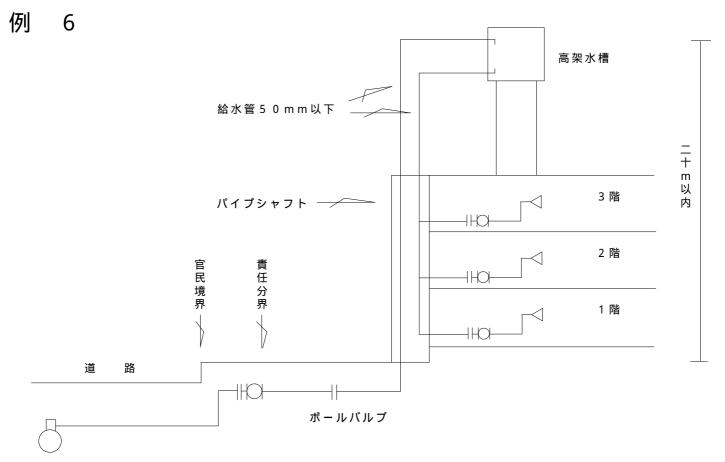
### 例 4



# 例 5



配水管75mm以上



配水管75mm以上